

飛驒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年12月28日

飛驒市監査委員 島田 哲吉

飛驒市監査委員 前川 文博

令和3年度財政援助団体等監査に対する対応調書

監査対象団体：株式会社 new flow

審査意見要旨	措置状況（左記についての対応）
<p>(1) 指摘事項</p> <p>飛騨市総務部管財課・神岡振興事務所 基本協定書 別紙1（管理物品）の備考欄について関連条項の記載誤りがあり訂正すること。</p>	<p>管財課・神岡振興事務所 引用条番号の誤りがあったので、基本協定書の訂正をいたします。 訂正の時期については併せて備品リストのチェック・加除修正をするため、年度内に対応します。</p>
<p>(2) 意見、要望等</p> <p>飛騨市総務部管財課・神岡振興事務所（所管課） 備品（管理物品）については、購入または調達した場合は、協議書等を作成するとともに、備品台帳等に記載し、指定管理者とその内容の確認を行うよう連携して努められたい。</p>	<p>管財課・神岡振興事務所 ご指摘のとおり対応いたします。</p>